

ウイルス性肝炎の総合的施策の推進を求める意見書

我が国のC型、B型のウイルス性肝炎患者は、合わせて220万人から340万人に上ると推計されている。ウイルス性肝炎は、感染時の自覚症状がほとんどないため、本人が気づかないうちに症状が進行し、慢性肝炎から肝硬変や肝臓がんへと移行する恐れのある大変深刻な病気である。現在、年間3万人以上を数える肝臓がんによる死亡者は、その約8割がC型肝炎ウイルス、約1割がB型肝炎ウイルスによるものと言われている。

このような中、国では、検査体制の強化や治療水準の向上など、ウイルス性肝炎対策に取り組んできたが、肝炎に対する知識が国民に十分浸透していないことなどから、適切な治療を受ける機会を失する感染者が多く存在している。また、現在治療中の患者においては、肝炎自体の症状に加え、治療費の負担や、誤った知識により日常生活や職場等で差別を受けるなど、様々な問題を抱えている。

よって国におかれては、ウイルス性肝炎対策のより一層の推進を図るため、次の事項について特段の措置を講ぜられるよう強く要望するものである。

- 1 ウイルス性肝炎の早期発見、早期治療を実現するため、検査体制のより一層の充実と、検査費用の負担軽減を行うこと。
- 2 ウイルス性肝炎の治療体制の整備・充実を図り、治療費の負担軽減を行うこと。
- 3 ウイルス性肝炎患者・感染者のための相談体制の充実を図ること。
- 4 ウイルス性肝炎患者・感染者に対する偏見や差別をなくすため、正しい知識の普及啓発に取り組むこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成19年6月28日

議会議長名

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣 あて
財務大臣
文部科学大臣
厚生労働大臣